

福祉クラブ生活協同組合 成年後見サポート W.Co「あうん」 石賀忠勝

< 成年後見制度 >

「老後の判断力低下の「もしかのとき」に向けて……あらかじめ備える」

将来認知症等で判断力が低下して、だいたいのことが理解できず契約もできなくなると、身上(生活)と財産の維持に支障が出てきます。そんなときに、あなた(本人)の委任した代理人が、生活と財産に関わるさまざまな契約を行ってあなたを支援する制度、それが「**成年後見制度**」です。この制度は、**2000年4月**に高齢社会日本を支える仕組みとして、「**介護保険制度**」とともに、同時に施行されました。

介護保険制度はすでに極めて多数の人に活用されています。しかし成年後見制度はまだまだであり、今後の広い活用が待たれます。まずは**後見制度の役割と仕組みを知ること**から始めるときがきています。

現代社会では多くのだいたいのことが「**契約**」を通して為されます。「**契約＝法律行為**」は日々意識せずとも当たり前に行っていて、契約ができないと生活の維持ができません。買い物をする、美容院に行く、医師の診察を受ける、宿に泊まる、すべてが「**契約を結び、契約を果たす**」形をとります。すこし複雑なこと、例えば介護保険サービスを利用するには、幾つもの文書を作り契約を重ねて初めて介護が始まります。

< 2つの制度 >

成年後見制度には**2つの制度、法定後見と任意後見**が併存します。法律そのものが別になっていて、前者は「民法」で、後者は「任意後見契約に関する法律」で、決まっています。

「法定後見」

判断力が低下したあとで、本人や家族親族等周囲の方々から家庭裁判所(家裁)に対して審判の申立てをし、**後見人の選任**を求めます。この制度では家族親族がいない等の場合に自治体の長(市町村長)が申立てをするケースも想定していてこれが実際に増加中です。

昨今では家裁選任の後見人の7割以上が専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)から選ばれます。逆に家族親族から選任する例が減りました。家族親族などを後見人候補として申立てを行うことができますが、選任は家裁の判断(審判)で行われます。選任後は変更ができません(特別事情があれば別)。

こうした事情で、その時点までご縁のなかった方が急に後見人になるケースが増えました。(この点に関して是正の動き(家族親族から適任者を選ぶという最高裁通知)が見られますが、今後の変化を注目すべき状況にあります。)

後見人は日常生活を除いてすべての法律行為について支援をおこないます。後見人には代理権のほかに、本人の為した契約(例えば必要性の薄い高額商品の購入)の**取消権**もあります。

判断力の低下と言っても実際には程度も現れ方も人さまざまなので、低下の度合い(より軽い場合)に応じて支援範囲を絞った形で、**保佐人**または**補助人**の選任を申し立てることができます。保佐・補助の仕組みをもっと活用してもらおうという動き(成年後見制度利用促進法 2016年施行)もあります。

「法定後見申立てのための費用」 本人状況によりさまざまー以下はイメージ

(申立て) 申立て費用約1万円 + 医師診断書費用 + 戸籍謄本等の費用+(状況で)鑑定費用
(後見開始後) 後見人報酬(本人財産や本人支援負担に基づき家裁が決定)

「任意後見」

現在の判断力健常である段階で、将来の判断力低下の日に備えて、あらかじめ本人の選択に従い後見人候補(任意後見受任者と呼ぶ)を選び、契約をする仕組みです。このだいたいな契約は公正証書として作り、公文書化します。契約内容(代理権目録)は法務省データベースに登録がなされます。後見受任者の選ぶとき、個人、複数人、また法人もあります。(誰に(どこに)依頼するのか、その選択がとても重要なことは言うまでもありません。各自治体(県・市・町レベル)、社協、専門職団体に質問や相談の窓口があります。)

後見受任者の見守り段階(後見が発効するまでの期間)では訪問や電話連絡を重ね、生活ぶりや心身状態を把握し、また委任を受けた身上監護と財産管理を代理で務めます。

判断力低下がはっきりしたときには、契約に従って家裁に対して「後見監督人」選任を申立てます。家裁によって選任された監督人(多くのケースで専門職ー上記に同じ)の監督のもとで、後見受任者は正式の後見人として(発効)、後見活動が始まります。

後見人は身上監護と財産管理を契約内容に従って行い、定期的に監督人(さらに家裁)に報告します。

任意後見制度を上手に活用することによって、自己の選択判断に基づく老後の安心の設計ができることになります。判断力低下がなくて(発効なし)、見守りのまま推移する(そして他界の)ケースも多数あります。

< 「任意後見制度」の仕組み > 本日の中心テーマ「あらかじめ備える」

「制度の利点」

- ▶ 本人の判断で後見受任者を選ぶことができます。
- ▶ 代理権目録を自由に明確に決められます。代理権を分けて複数の後見人を設けることもできます。
- ▶ 見守り段階での入院や移動困難な事情の時に各種事務の委任が行えます。
- ▶ 判断力健常の段階で得られる信頼関係を通じて、発効後には本人の望む生活スタイルを維持する支援が為されます。
- ▶ 後見人(発効後)の支援状況が監督人と家庭裁判所によって定期的にチェックを受けます。

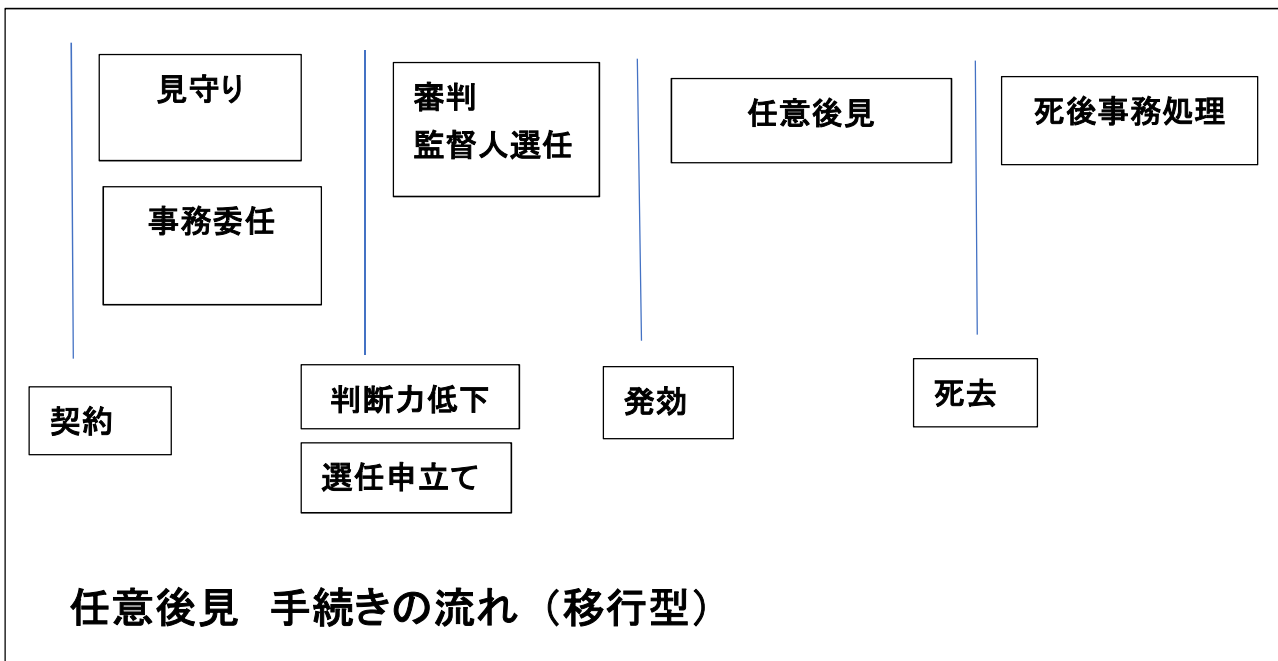
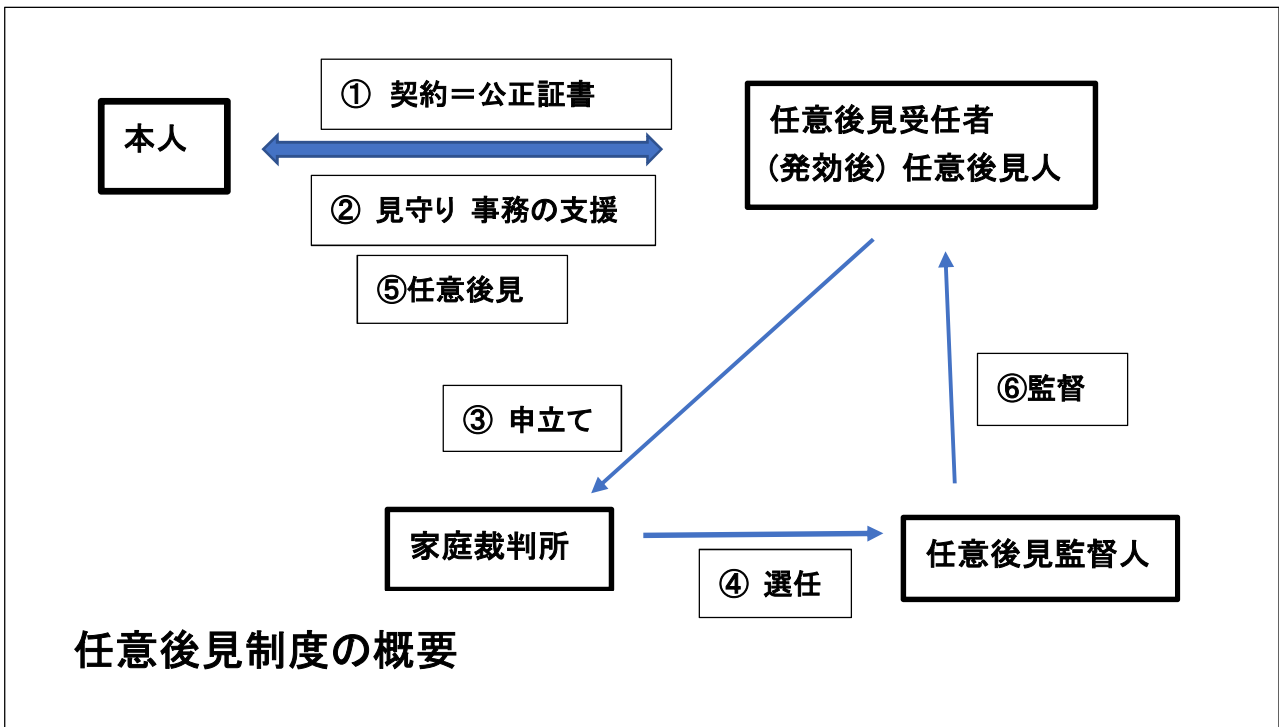
「任意後見に3つの類型(タイプ)」 本人事情や環境に従う選択

即効型: 契約ののち直ぐに後見人として支援に入るタイプ (本人の自覚で早目の安心確保を目指す。)

将来型: 契約のあと将来の発効まで支援のないタイプ (例えば家族親族なら実質的に見守れる。)

移行型: 契約のあと発効まで見守りと必要な支援を行うタイプ 任意後見の標準とされるタイプ。

移行型が望ましいとされる理由: 利用者と後見受任者とのあいだで、時間を掛けて信頼関係を築き、その人となりに即した支援ができます。



< 任意後見契約の周辺にある課題 >

「死後事務委任」

任意後見契約を結ぶ方の多くは頼れる人のない方なので、死後のさまざまな事務処理のために助けが必要です。遺族への連絡・各種届出・葬儀埋葬・身辺整理・預かり品引き渡しなど多様。「死後事務委任契約」はそうした事務処理をあらかじめ委任する仕組みです。近年は死後事務委任契約を任意後見契約と同時に行う例が多くなっています。しかし遠地において普段の支援はできないが死後事務に関しては(遠地であれ)家族親族が引き受けるというケースもあります(即ち死後事務委任契約はなしにします)。

「身元保証」

任意後見契約に基づく支援ではないが、身元保証や身元引受という支援を求められるケースがあります。多くの病院や高齢者施設で身元引受等を求める実態があります。入院や施設入所の際にそうした必要が起こった場合、死去時の本人引取りという項目が含まれているのが普通です。その時、「死後事務委任契約」がないと、支援する側も身元引受ができないことになります。

< 公正証書の作成 >

- ▶ 任意後見契約は公正証書を作成して初めて法的に有効になります。
- ▶ 「見守り+事務委任契約」「成年後見契約」「死後事務委任契約」をセットにして公正証書をつくることがよく行われます。しかし本人のお考えや家族親族関係を含む本人事情で変わってきます。死後事務委任契約は不要というパターンがあります(上述)。
- ▶ 契約内容の基本部分は「代理権目録」という、委任する事務の範囲をきちんと整理したリストです。
- ▶ 公正証書は公証役場において公証人の手で、本人と後見人受任者との間で作成されます。(移動困難であれば本人のもとへ公証人に出張を頼むことができます。)
- ▶ 公正証書の中核である代理権目録は、法務省のデータベースとして登記されます。
- ▶ 登記内容を示す「登記事項証明書」を入手することによって後見人に代理権があることが証明され、支援が円滑に運びます。この証明書の取得は、窓口申請・郵送申請・オンライン申請のいずれでも行えます。

< 支援内容＝代理権の例 >

「身上監護」日常生活や診療看護介護の適切な支援

住居確保と維持管理(施設探し・入居契約・転居・家財管理)

日常金銭処理(年金 家賃 保険給付 公共料金支払い)

福祉サービスの手続き(介護認定申請 介護契約締結変更 各種サービスの契約・変更)

医療(医療契約の締結変更解除 入退院手続き)

「財産管理」資産・負債・収入・支出を把握して適正に管理

財産関連手続き(預貯金の管理 振込 払戻 口座変更解約)

その他財産(土地家屋など賃貸借管理処分 契約変更)

証書類管理・行政関連処理(権利証実印銀行印等の管理 登記申請)

保険の処理(保険契約の締結変更解除 各種保険金受領)、相続(遺産分割 相続承認放棄)

< あうんの任意後見契約 >

- ▶ あなた(本人)があうん利用者になるには、「福祉クラブ生協(法人)」との間で、「総合支援契約」を結びます。契約金と預託金を払います。あうんは生協から委託を受けて後見業務をする実務部隊(ワーカーズ・コレクティブ=W.Co)です。(W.Coは地域に必要なサービスを自分たちで事業化する非営利組織です。)
- ▶ あうんは移行型の任意後見契約の進め方を標準としています。それ以外は事情に応じて相談します。
- ▶ あうんではいつも2人1組のチームで利用者支援をします。これによって支援の幅を実現し(業務の多様性をカバー)、緊急時対応を可能にし、支援の継続性を担保することを目指します。
- ▶ あうんの現状では任意後見を主にしますが、選任されれば法定後見も引き受けます。後者はこれまでに事例がひとつあり(現在支援中)、横浜家裁からの信任をいただいたという受け止め方をしています。
- ▶ あうんチームは毎月あなたを定期訪問して、暮らしぶりや心身状態を見守り、また諸々の活動の様子、生活観金銭観などを話し合います。この段階を通じて信頼関係醸成に意を注ぎます。
- ▶ 判断力低下が見えてきていよいよ発効させる(あうんが後見人になる)時には、後見監督人の選任を申立てます。医師を含む複数人の意見情報をもとに家裁の審判が行われ、後見監督人が選任されます。(担当家裁の例: 鎌倉藤沢→横浜家裁 逗子葉山横須賀→横浜家裁横須賀支部)
- ▶ 訪問を続けて理解したその人となりに合わせて、その方らしい生活維持と財産管理ができるよう後見してゆきます。後見人は監督人に定期的に身上と財産の状況を報告します。家裁は監督人を通じて状況を把握します。
- ▶ あうんでは現在約40名のメンバーで50人を支援しています。これまでの契約累計は80人です。

< 法人後見のメリット >

- ▶ 継続性・安定性 … 支援者の個人的事情を超えて永続性
- ▶ さまざまな利用者の多様な事情に対応が可能…資格者や経験者が直接間接に寄与
- ▶ 経験の蓄積と参照が可能 … 法人内部での経験の共有やノウハウ化
- ▶ 人間関係困難の場合…後見人(受任者)交代が可能

< あうん利用の費用 > 基本項目のみ表示

(契約時) 契約金 20万円 預託金 12万円(公正証書作成費用等) 税別

(発効前) 定期訪問 4,000円/月 身上監護 1,400円/時間 交通費実費

(発効後) 2万円/月 交通費実費

(後見監督人費用(報酬)) 家裁が本人支援の負担や財産等を元に決定 (あうんは不関与)

< あうんとの連絡 >

あうんの利用は次ページに示す「総合支援契約」の締結から始めます。その前の相談は常時受け付けます。丁寧な説明ののちあなた(本人)の納得を待って契約を進めます。

名称: 福祉クラブ生活協同組合 成年後見サポート W.Co あうん (ワーカーズ・コレクティブ)

あうん事務所住所: 223-0057 横浜市港北区新羽町 868 番地

電話番号: 045-642-3580 (直通)

Fax 番号: 045-547-1414

あうんホームページ: <http://www.aun.gr.jp/>

成年後見 あうん

検索

総合支援契約のご案内 (あうん)

将来の生活や、金銭管理、身上監護に不安があっても、周囲に支援してもらえない親族がいらない、あるいは頼れない方々に、ご希望に沿った支援をする後見人のご案内です。

後見人とは、将来、判断力が低下した時、家族、親族に代わってその方々のために、法律面・生活面での支援を行う成年後見制度に基づいて定められています。この制度は、介護保険制度と共に2000年に導入されました。信頼できる身内が近くにいない、いても頼りたくない、頼れないとお考えの方々に寄り添い支援することが目的です。

現在、判断力は十分にあるけれど、将来に不安があるとお考えの方々には、任意後見契約という方法があります。将来、判断能力が衰えた時のために、支援してもらおう後見人と支援内容（代理権など）をあらかじめご本人の意思で決め、契約しておくものです。公正証書にすることが義務付けられています。ご本人の判断能力が低下したと見られる時には、家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が選んだ後見監督人の監督のもとに、任意後見人が金銭管理や契約事務等を行います。

任意後見契約だけでは、任意後見監督人が選ばれる状態になるまで支援がありませんが、福祉クラブ生協では、お互いの信頼関係を築く上でも必要な、お元気な期間に対する事務支援契約をも併せて結んでおく総合支援契約によって、将来の生活に不安を覚える方々の見守りや生活に必要な支援を行います。お元気づちからご希望に沿って身上監護や日常財産管理の支援が受けられるというものです。更にご希望の方には、入院入所などの時必要になる身元保証（審査あり）、あるいは、将来お亡くなりになった際の葬儀、各種届出などの死後事務委任など、福祉クラブ生協独自の支援方法があります。これらの総合支援契約、任意後見契約、後見人の権限などについては公正証書が作成され、法務局に登録されますので安心です。

個人ではなく福祉クラブ生協が法人として後見人になるので安心いただけます。ご本人、ご家族のご希望に沿った生活が続けられるよう、日常的な金銭管理、様々な契約事務、役所とのやり取り等、実際の実務は「あうん」のメンバーが務めます。

「あうん」は活動を続けて11年目になりますが、利用者の方々の信頼のもとに、現在、40余名のメンバーが50名近い方々の支援活動をしています。

法定後見にも取り組んでおり、2016年9月に1件受任しました。まずはご相談ください。

福祉クラブ生活協同組合 成年後見サポートW. Coあうん

電話 045-642-3580 (直通)、Fax. 045-547-1414

e-mail: aun@fukushi-club.net <http://www.aun.gr.jp> (以上)